

別府の行政事情（明治前期5）

大野 保治

11 別府の村々と農漁業のこと

明治初期の別府や浜脇の村をはじめ、鶴見や鉄輪、南
北の石垣、古市や内カマド（現、亀川）など周辺部の村
里の人たちは、往時どのような生業を立てていたのであ
ろうか。

(1) 農業中心の別府の村々

手懸りとなる資料に、明治九年（一八七七）に編まれ
た『速見郡村誌』（上梓はのち十八年）がある。これを
ひもとくと、このとき別府村の人口は三一八二口（男一
五四一、女一六四一）、浜脇村は二四三九口（男一二二
八、女一二二二）とあるから、両村併せても五千数百人
に過ぎない。

ここで興味を呼ぶのは、人口数を「口」で示している
ことである。げに、人間は、生きたために食べてゆく

ことが生存の基本的条件で、そのため食料の確保が藩政
以来、最も重要な行政施策であった。

明治五年二月実施された壬申戸籍の資料によれば、大
分県（但し、宇佐・下毛の二郡を除く）の人口は一一万
五八〇〇戸、五六万二一五六人（『県治概略』）。この
うち、九割を越える人たちが農業就労者で、別府の村々
でも農業が主体であった。もっとも、天然湧出の共同湯
や部落湯の近くに住む一部の人たちは、農業のかたわ
ら、湯治客相手の入湯宿を営んでいた。

このように、多くが農家で生計をたてていた事実は、
各村の牛馬の家畜数の上でも実証されている。すなわち
前掲書を見ると、次のとおりである。

別府村

牡牛	一一三	牝牛	二二五	計	三三八頭
牡馬	二二	牝馬	一三	計	三五頭

これから推察する限り、別府村の農家では牛馬を飼わない家はほとんど無かったのではないか、と考えられる。当時、牛馬の世話にならなければ、農業は成り立たなかったからである。

別府の諸村では、牛馬を祠る神を「大將軍さま」と呼んで厚くお祭りをしていた(写真参照)。県達でも「牛馬をみだりに街中(府内など旧城下町の呼称)や里道に繋いで通行人に迷惑をかけるようなことはしてはならない」旨注意している。



大將軍さま (朝日出張所裏)

当時の農業中心の県勢(財政)の概要は、統計事務が整備したのは明治十一年(一八七九)。この年、本県の生産物総額は四一六七万余円。うち、農産物関係が実に九七%を占めている。

その頃の大分県での農業の就業者数は約四〇万人、戸数にして一二万八千余戸である。これらの数字が端的に示しているように、明治前期の産業構造は、第一次産業である農業の生産物の占める比重が格別に高かった。このことは別府・浜脇二村をはじめ、周辺の村々でも例外ではなかったのである。

(2) 勸業施策の一つに「温泉」

大分県の勸業施策は明治五年(一八七二)三月、県庁に財政を担当する租税課が置かれ、その中の勸業掛(係)がこれを担当したときに始まる、とされている(『大分県史』近代編I)。

多くの農民から税金を徴収し、県財政をうるおすためには諸産業を興し(殖産興業)、そのためには原初的な産業たる農業を充実し、とりわけ「特産物」を作ろうと

いうのである。

現在の平松県政の「一村一品運動」の明治初期版である。歴史は繰り返すというが、往時を偲ぶとき感無量を禁じえない。

先の勸業掛（同年十一月には勸業専務と改称、初代掛は小野惟一郎）には養蚕・製糸・職工の三つの窓口が開かれ、のち八年から栽培・牧畜・製茶・鉱山・会社・県税・温泉の諸分野に拡げられた。この最後の項目の「温泉」は、前述したように浜脇・別府、それに近郊の別府八湯と称される村々で入湯宿を営む温泉営業者のことを配慮してのことであった。

ちなみに前掲書によると、旅籠や木賃宿など入湯宿屋の軒数は次のとおりである。

浜脇村	三〇軒	別府村	二一軒
鉄輪村	三四軒	南立石村（堀田温泉）	一八軒
鶴見村（照湯、今井、明礮温泉）	一〇軒		
合計	一一三軒		
宿泊客数	年間約二万一〇〇〇人		

勸業施策の一つに「温泉」振興を取り上げることが、

のちの泉都別府の発展を見こし、その礎石をこの段階で固めたのであるが、その炯眼はさすがに鋭い（本誌創刊号、拙稿参照）。

このような勸業施策に基づき、県では同八年、大分町に第一勸業場が設けられ、以後、各種の殖産事業がさかんとなる。翌九年には、県全域の物産を一堂に陳列する第二勸業場も開かれ、これらの勸業場を軸に据えた振興事業は、県が刊行する「年報」や「県統計表（書）」に公表され、今日なお貴重な資料として役立っている。

参考までに、明治十一年度の本県特産品としては、ずば抜けて高い①七嶋蘭につづき、②煙草、③菜種、④生蠶、⑤紙類、⑥干鰯、⑦石灰、⑧竹木、⑨製茶、⑩木炭の順となっている（『第二回年報』）。

別府の諸村でも、後に述べる七嶋蘭を作る農家が多く、鶴見地区の畑地畔に育てられた櫛の樹や茶樹、浜脇から亀川に至る海辺沿いの漁家のつくる干鰯、田野口地区（明治八年浜脇村に合併）での竹木や木炭の生産を挙げることができるであろう。



文久年間「流川」周辺 (「所用留」)

(3) 別府の農家と七嶋藪

別府や近郊の村々では、明治の前期には七嶋藪づくりがさかんであった。

話は徳川藩政時にさかのぼる。——別府の邑の素卦家菖屋の荒金義八郎が文久二年(一八六二)に書きのこした家乗(注、一家の記録)『諸用留』の付録に流川周辺の図面がある。「四拾四、五年前ハ此ノ通りニテ兩岸ニ家一軒毛無(シ)」と、兩岸一帯は田畑で、七嶋藪が作られていた(上図面参照)。

生産者は海岸の砂地に貯蔵倉を設けて、その内に数百数千貫を埋蔵し、市価の高低に応じて移出数量を塩梅して大阪や近隣諸国に広汎に販路を有していた。「荒金家ノ富ハ一面青莖及ヒ薑(はじかみ、生姜のこと)ニ依リテ成サレタリ」と誌している(昭和八年『別府市誌』参照)。別に明和年間(一七六四〜一七七二)の資料にも、それは示されている(第四号、入江秀利氏「新開ハ御免蒙候」論稿参照)。

当時、朝見川尻と源左衛門川尻に囲まれた一帯(現、松原公園東側周辺)は、通称「中島」と呼ばれて低湿地

であった。この湿田を七嶋蘭苗田として作っていたのが、浜脇と田野口の農家の人たちである。

明和元年（一七六四）、この湿田の開発に着眼したが、日田天領下で新田開発に腕をふるったと伝えられる庄屋の忠左衛門（日田郡藤山村）であった。

彼は、古市村の冷川尻（現、関の江）の葦原を水田に造成したあと、代官の許可を得た。だが、前述二村の農民一五名が連署して反対した。理由は二つ、一つは、この地が台風襲来時、漁船や廻船の船溜りとなること。他は、新田開発で天然の湧出温泉に影響が出ること、であった。

当時、漁業がさかんであった（後述）浜脇村の漁家のための「緊急避難場所確保」と、一方、温泉街としてようやく活況を呈しはじめた別府村のための「温泉源の確保」を反対の理由に掲げていることは、今日のリゾート開発を考え併せるとき、興味を呼ぶところである。

ここで、七嶋蘭の歴史を回顧してみよう（『明治中期産業運動資料』第一六巻）。

豊後の国に七嶋蘭の苗をはじめて持ち帰ったのは、府

内藩の橋本五郎左衛門であった。この苗は、大分郡内成村で栽培され、十数年後に杵築藩下の葦庭問屋を経て東一带に移植された。同藩では、廃藩置県（明治四年）まで藩廷政策として重視し保護してきたが、府内藩でもまた「七嶋蘭会所」を設置し、専売制度の強化をはかっていたのである。

時は降って明治となる。生糸の輸出を目的とした養蚕や製糸とちがい、国内向けの青筵は政府の取り締りの対象から外された。そのため一般に粗製乱造となったことから、有志による指導と丈幅の規定が作られてからは品質も向上し、「豊後の畳表」として畿内地区で重宝がられた。海港検査所のおかれた畳表の移出港は、別府湾と国東半島沿いの次の諸港であった。

乙津	府内	別府	亀川	日出	杵築
安岐	武蔵	田深	富来	来浦	高田

ちなみに、県下で青筵の最盛郡は東国東郡であり、第二位は速見郡となっている。

(4) 農家と農事会

藩政時代から、どの村でも、農業一筋に生きる篤農家や精農家が出て指導的役割を果たした。農民一揆には代表に選ばれて生命を落した。

ここで、勸業（勸農）施策で中心的役割を荷なうことになる「農事会」（のち「農会」と改称）に眼を向けて見ることにしよう。

当時の所轄省である内務省が全国の農村で、農事会の普及にのり出したのが明治十三年（一八八二）。この農事会は、先の篤農家たちによる農事改良を主とした親睦団体で、別名「農談会」「県談会」とも呼ばれ、営農工の知識や経験を交換しながら、農業改善と所得の向上をめざしていた。

県下の農事会が最初に開かれたのは同十三年春の西国東郡下で、そこでは稲・綿・甘蔗・甘藷・麦種子改善法・虫害駆除などを取り上げていた。これら集会の雰囲気は「互いに想う所を演べ、たやすく耕運の秘事を論じ、各自の知識を交換するに止まらず、暗に郡村の親和を助くるもの（あり）」であった（『第六回勸農報告』）。

こうした農事会は、しだいに県下に普及していったことから、県でも郡単位の農事会に対して補助金を出して、この運動を奨励している。

一方、こうした日頃の農民の労苦をねぎらうとともに知識をひらく「博覧会」や「共進会」「品評会」の開催もまた勸農政策の一環であった。

県下では明治八年四月から毎年、各種農作物を一堂に集めた品評会や展示会を開くが、同十年には全国的規模の国内勸業博覧会が東京公園で開かれ、翌々十二年には横浜の地で繭・糸・茶の全国共進会も開かれた。

大分県下でも、明治二十一年までに共進会・品評会・競犁会の名で開かれたものが四回、九州各県の連合会のもは八回、県下の郡・町村主催のものは実に四一回にも及んでおり、農業改良と営農意欲に大きな影響を与えたのであった。

当時、本県はじめ全国の農村は、どのような社会的背景と事情の下におかれていたのであろうか。

地租改正（明治六年）以降、文明開化の名の下に農民の経済的負担は増加するばかりで、農業生産性はいっこ

うに上がらず、停滞をつづけていた。そのため、農村の困窮と疲弊を打開すべく「物産を興隆し、人智を啓く」(『県治概略』) 営農重視の行政指導を、お上(かみ)の手で、上から展開しようとしたのが他ならぬこの運動であった。

明治初期の農民一揆、とりわけ明治五年の「県中四郡一揆」は新政に対する不満、とくに増税感が起こした一揆で、森下県政最大の試練であった。本県最後の農民一揆は西南戦争に触発された「県北四郡一揆」であるが、前者の事件で別府の村々が巻き込まれたことも周知されている(OBS大分放送『大分歴史事典』参照)。

(5) 浜脇と別府の漁業

豊後水道から別府湾にかけての沿岸は、昔からイワシ(鰯)の回遊が多く、地曳(ひき)網によるイワシ漁がさかんであった。このイワシを追って、ときに鯨やイルカがやって来た。資料によると、明治十七年(一八八四)に「正月、大分沖で鯨が取れた。」旨の記録が見られる(「現聞日誌」別府市石垣地区資料集2)。

イワシは一年中回遊することから、魚群が近づくとき四極山(高崎山)の中腹に設けた魚見場からの合図で、船を出し網を入れた。地引網は、中央の魚を採る部分の袋と左右から連結する両翼の網の部分から成り、網船でまづ沖合に張りめぐらし、引網によって陸上に引き揚げるといった漁方であった。両村では、古来「海浜砂中、湧泉在り」(豊後國誌)と浴客に親しまれていた天然の砂湯も、現在は埋立てられて往古の面影は全くない。

ところで、先掲の『速見郡村誌』を見ると

浜脇村 漁船六七艘

別府村 同一五艘

と誌されている。明治十一年の「大分県統計表」によると、浜脇村の漁船は七〇艘、年間の漁獲高は二五七〇円。同二十一年度のそれには漁戸数六二戸(二八〇人)、地引網六一・手操網船八・雑網船六・釣船一八と出ている。また、浜脇の農家には半農半漁が多かったのに対し、別府の方は農業のかたわら、温泉営業で生計をたてる家が多かった。こと漁業に関しては、その歴史も「所謂網元はまず浜脇に始まる」と記され、浜脇の方が主流であった。

そこで、漁業の歴史的沿革をみよう。

大友能直が豊前・豊後守護職として海路、速見郡浜脇

浦に上陸したのは建久七年六月十一日（大友家文書録）。

この時、大友軍を迎えてこれに協力したのは同地の漁家・漁民であったといわれ、これが機縁となつてその後、漁家の重立ち衆に網元の権利が、また漁民に別府湾沖合の漁業権（注、沿岸漁業入会権）がいち早く認められたのであろう。

だが、この浜脇と別府の二村は、江戸初期同じ横灘四カ村（この他、立石村と石垣村）に属しながら、必ずしも仲がよくなかつた。とくに村境の海浜の利用をめぐるでは、イリコやイワシの干し場から七嶋藩の乾燥、またシヨウガの貯蔵などで争論が絶えなかつたのである（『別府市古文書資料集2』）。

対立の背景には、両村が上述のように、その経済的基盤を多少とも異にする側面を持っていたこと。また温泉営業では、同じ基盤に立ちながら別府村の方が優位に立っていたため、競争関係にあつたことも否定できないであらう。

ちなみに、両村の浴客数（明治十四年度）を比較してみると

浜脇——「東ノ湯」「西ノ湯」 年間各二万五千人
別府——楠温泉 年間二万四九〇〇人

不老泉 同二万〇七五〇人

新湯 同一万四九四〇人

永石湯 同二万二四一〇人

と別府村の方が圧倒的に多い（『県統計表』）。

浜脇村が浜脇町となつたのは明治二十六年四月のこと。人口三二〇八名、戸数六五七戸。一方、別府村も同年別府町となり、両町が合併して新しく「別府町」をつくつたのは同三十九年四月一日である。ときに人口一四〇四五名、戸数三二二〇戸。

(6) 浜脇と田浦との漁業権紛争

浜脇には、四極山（高崎山）の西麓に位置する二つの枝村、赤松村と赤野村とがあつた。両村の広大な原野では、周辺の村々が旧慣にしたがつて入り会い、稜と薪材とを採取していた。

両村とも、やせた土地で品質の悪い赤米しか採れなかったため、徳川中期から七嶋藩づくりとシヨウガ栽培がさかんになった。

ところが九代將軍家重の宝歴十一年（一七六一）、この赤松・赤野の両村と隣接する府内藩領の田野浦村・山口村・七蔵司村との間で境界をめぐる争いが起きた。問題は堺界にとどまらず、入会をめぐる本村どうしの争いとなり、歴史的な殺傷事件にまで発展した。ついに浜脇村では組頭（八郎兵衛）ら三人の名で上記三村民五八人を被告にした「郡堺並ビ秣場出入ニ関スル訴状」を幕府評定所に提出して公事紛争になった。

幕府では、その裁決に当感したようだが翌十二年閏四月、どうやら「勸解」（注、今日の和解調停）が成立。妥協の結果は、浜脇村百姓代（留右衛門）他一三名と田野浦村百姓（久三郎）他九名らとの間に「境界線確認並ビニ秣場刈敷・刈柴ニ関スル協議契約」が結ばれ、双方覚書を交換して一件落着をみたのであった（『別府市古文書資料2』）。

このとき、この契約書の中で、とくに浜脇漁民と田野

浦海面における漁業権を次のとおり確認している。

一、浜脇村漁業仕り候魚見場ノ儀、府内御領四極山

ニテ魚見致シ来タリ候。此ノ後トテモ故障ナク、

魚見致シ候筈申シ合セ候。右ニ付キ田ノ浦内沖ニ

テモ漁業致シ候節ハ、前々ノ通り漁初尾（注、漁

獲物の報酬）右村へ差出シ申シ候トテ相互ニカサ

ツケ間敷キ義コレ無キ様申シ合スベク候。

ところが明治三十年（一八九七）、再びこの漁業権をめぐって紛争が再燃する。田ノ浦漁民有志が浜脇町友永平次郎他五名に対し、大敷網使用差し止めの民事訴訟を起こした。これに対し、大分地方裁判所では、これを認めて浜脇側の敗訴が決まった。

怒った浜脇側では、長崎控訴院に上訴した結果、今度は逆転勝訴する。つづいて田ノ浦側が同年四月十四日大審院（現、最高裁）に上告したところ、同年十二月二十三日付けでこの訴えは棄却され、田ノ浦沖合の沿岸入会漁業権は、大友氏入会以来の旧慣どおり、浜脇漁民側に軍配が上ったのである。

ここで、先に触れた浜脇の網元について述べる。

浜脇には、永らく漁業慣行として元網・新網・町網の三つが存在していた。維新後は、別府村にも兵網・佳三・入之屋の各網元が登上した。さらに明治後期には、個人名儀で何人かが漁権を得ている（永井類三・永井源造・永井新太郎・佐藤澤治・後藤有太郎）。

ちなみに、浜脇の三網元と別府の兵網の漁業区画は、尚人（聖人）カ鼻より仏崎の間であり、その他の漁権者は、同鼻より別府・浜脇境界線に沿った沖合に限られていた。（なお、漁業権の歴史、性格や内容については、さらに研究を進めてみたい）

これら漁業の漁揚状況や経営の実態はといえは——網元はいうまでもなく資本家であり、漁船や漁網等を供給する。各網元には、その下で働らく乗子と称する専属の漁業労働者がいたようである。漁獲物の分配は、昔からの習慣にしたがって、まず漁獲の一割を控除し換金して諸雑費に当て、残りの六分七厘を網元が、三分三厘を乗子のものでした。さらに網元は、普段から自家所得の一割をさいて乗子の盆・正月時の賞与として与えていたという（前掲『別府市誌』昭和八年）。

別府湾でのイワシ漁は大正期から昭和初期までつき、豊漁のときには仲買業主が自転車にトロ箱を積み、リンリンリンと鈴をならしながら山の手一帯から鶴見・鉄輪の方まで売り歩いていたことを記憶している人もいるだろう。

北浜の海岸沿いに建てられていた旧北小学校では、児童が休み時間に校庭つづきのイリコ干場に行き、盗み食いして先生に見つかり、ひどく叱られたとの追憶談を古老から聴いたことがある。また朝見神社の杜に住むタヌキやキツネが冬季街にエサがなくなると、北浜の海岸まで遠征していたという話も、まんざら作り話ではないかもしれない。